

石巻専修大学における研究活動の研究データの取扱指針

石巻専修大学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を踏まえ、「石巻専修大学における研究活動の不正行為等の防止及び対応に関する規程（平成28年4月1日制定）」を定める。当該規程及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」において、研究者が学術研究を遂行するためには、研究者の責務により、科学的根拠や研究データを、適切に管理することを求めている。

ついては、本学における研究活動の研究データの取扱いに関する指針として、「石巻専修大学における研究活動の研究データの取扱指針」を定める。ただし、研究領域や専門分野の特性に沿った対策を講じる必要がある場合には、科学的根拠を明確に説明できるよう研究者の責任において、措置することとしている。

「石巻専修大学における研究活動の不正行為等の防止及び対応に関する規程」一部抜粋

第2章 研究者の遵守事項

第3条 研究者は、研究倫理の保持向上を図り、かつ、研究活動に係る法令及び本学の諸規程を理解し別に定める「石巻専修大学における研究行動規範」を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。

2 研究者は、学術研究によって得た知の発信を社会に対して積極的に行い、学術研究の自由と自主性が社会からの信頼と負託との上に成り立っていることを念頭に置き、次に掲げる事項に留意しつつ、公正な研究活動を遂行しなければならない。

(1) 研究成果を学会等の科学コミュニティに積極的に公開し、その内容に関して、吟味及び意見を受け、その科学的根拠を明確に説明することができること。

(2) 研究成果の発表に当たっては、その科学的根拠について説明責任があることを自覚し、共同研究者その他の関係者による科学的合理性の確認を徹底し、個々の研究者の役割分担及び責任の所在を明確にしなければならないこと。

(3) 自己規律を前提とし、研究成果を厳正に吟味し、及び評価すること。

(4) 研究活動の正当性の証明手段を確保し、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ」という。）を研究終了時又は当該研究に関わる論文等の発表時から適切な期間、保存し、及び管理しなければならないこと。

(5) 保存された研究データについては、研究成果の第三者による検証などが必要な場合には開示しなければならないこと。

(6) 異動又は退職に際して、研究活動に係る資料のうち保存すべきものについては、所在を確認して追跡することが可能な措置をとること。

3 指導的立場にある研究者は、研究者としての自立及び自己規律を理解し、研究者を教育していかななければならない。

4 研究者は、別に定める「研究活動の不正防止対策の基本方針」及び「研究活動の不正防止対策」を理解し、本学が実施する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するとともに、研究活動に係る誓約書を提出しなければならない。

5 研究者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく命令並びに公的研究費の事務処理手続について本学が定める取扱要領等に基づき、公的研究費の適正な予算の執行を行わなければならない。この場合において、手続に要する書類については、所定の期日までに、その所管部に提出しなければならない。

石巻専修大学における研究活動の研究データの取扱指針	
研究データ	研究成果についてその科学的根拠が明確に説明できるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・実験の生データ、実験・観察ノート ・実験試料・試薬及び実験のために使用するプログラム ・外部に発表する論文及び研究成果 ・研究発表の資料や論文が再現できるもの
	研究者の研究成果として保存するデータは、不正行為等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができるものを研究者が自らの責任の下で決める。
推奨する保存期間	研究終了又は当該研究に関わる論文等の発表後、原則5年とする。
	研究領域や専門分野の特性により、5年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定める。 ・法令等の保存期間が5年未満で、期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、原則5年とする。
	共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。
開示請求への対応	開示請求等により必要と認められる場合は、開示に応じる。
	不正行為の疑惑が発生し、第三者がデータを吟味・評価する場合には、研究者は不正のないことを証明することに協力する。
研究組織	学生及び大学院生の研究成果に関する研究データは、指導教員の責任のもと決める。
	複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、研究者が担当した部分について証明が可能な研究データを保存する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為等の防止は各研究者の自己規律を前提とする。 ・研究領域や専門分野の特性に沿った対策を講じる必要がある場合には、科学的根拠が明確に説明できるよう研究者の責任において、措置する。

平成28年4月1日 石巻専修大学 研究活動等コンプライアンス委員会 制定